

32 新品種・新技術の開発・普及・保護

【7, 740 (3, 113) 百万円】

対策のポイント

新たな品種や生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知財も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、日本再興戦略において、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により「強み」のある農畜産物の創出を進めることとされているところ。
- ・このため、マーケットインの発想から、実需者等と一体的に品種育成や産地づくりを進める取組、戦略的な知財活用の取組等を推進することが必要です。

政策目標

○「強み」のある産地の形成

今後3年間で農産物及びその加工品の売上が1億円以上の産地を 新たに100以上創出

<主要内容>

I 「強み」を生み出すための品種等開発の加速化

1. 実需等ニーズに即した品種開発の加速化

実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、育種当初から実需等ニーズを的確に反映させた新品種の開発等を推進します。また、実需者等の多様なニーズに即応するため、育種期間を短縮できる「DNAマーカー育種」の利用推進、様々な形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発を行います。さらに、独法等が所有する埋もれた品種等をデータベース化し、その利用を促進します。

広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発	312 (213) 百万円
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（うち育種対応型）	400 (－) 百万円
ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発	2,303 (2,256) 百万円
オンデマンド品種情報提供事業	70 (－) 百万円
	委託費
	委託先：民間団体等

2. 海外遺伝資源の導入円滑化

海外の有用な遺伝資源を円滑に導入できるよう、民間等の育種主体のニーズを踏まえた上で、有望な遺伝資源保有国との良好な関係の構築と遺伝資源取得ルートの確立、資源保有国内における有用な遺伝資源の特定を効果的に推進します。

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業	61 (28) 百万円
遺伝資源の機能解析等に係る途上国能力開発事業（ODA）	33 (24) 百万円
海外植物遺伝資源の収集・提供強化	95 (－) 百万円
	委託費、補助率：定額
	委託先、事業実施主体：民間団体、独立行政法人等

3. 種苗産業の活性化

植物新品種の保護強化・活用促進を図るため、種苗輸出大国オランダの業界団体（プランタム）の取組をモデルに、種苗産業の共通課題の解決を可能とする総合的な取組体制の構築に向け、必要な環境整備等を推進します。

植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業	26 (－) 百万円
	委託費、補助率：1／2以内
	委託先、事業実施主体：民間団体等

Ⅱ 「強み」を活かすための産地化支援

1. 「強み」のある農畜産物の生産体制の強化

「強み」のある産地形成を図るため、新品種やＩＣＴ等の新技術等を活用して、実需者、生産者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組を総合的に支援します。また、埋もれた品種等の発掘や実需者等との結びつき強化、普及指導員を含めた産地の人材育成、種苗の機動的な供給体制の整備、農業機械のリース導入等の取組も支援します。

新品種・新技術活用型産地育成支援事業等 1,200(一)百万円
補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：協議会（都道府県、農業者、実需者等で構成）等

2. 「強み」を活かす共同利用施設整備の促進

強い農業づくり交付金において、新品種・新技術等を活用して、「強み」のある産地形成を図る取組の一環として実施される共同利用施設の整備を促進するための優先枠を創設します。

強い農業づくり交付金（新品種・新技術対応優先枠） 3,000(一)百万円
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

Ⅲ 「強み」を守るための知的財産の保護・活用

○ 知的財産の総合的活用の推進

育成者権や商標権等複数の知的財産を戦略的に活用する知的財産マネジメントの普及やその能力を持った人材の育成、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援します。

知的財産の総合的活用の推進 182(128)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(関連対策)

1. 果樹・茶の新品種等への転換の促進

果樹・茶について、優良品目・品種への転換、高品質化を加速するため、産地ぐるみで改植を実施した際の改植及びこれに伴う未収益期間に対する支援等を行います。

果樹・茶支援関連対策 7,018(6,830)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

2. 家畜の改良対策の推進

家畜改良の重要な役割を担う種畜の遺伝的能力を高い精度で評価するために必要な基礎的なデータを全国的・効率的に収集する体制整備や、DNA解析情報も活用することにより、より精度の高い遺伝的能力評価を実施します。また、我が国固有の品種である和牛の優位性を確保するため、精液等の和牛遺伝資源の適切な管理を強化します。

併せて、牛の個体識別情報を活用した家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化や、豚の個体情報の消費者への効率的な提供等を行います。

多様な畜産・酪農推進事業 684(556)百万円の内数
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県、大学、生産者団体、民間団体等

お問い合わせ先：

Iの1の事業	技術会議事務局研究推進課	(03-3502-7462)
Iの2の事業	大臣官房環境政策課	(03-3502-8056)
Iの3、Ⅲの事業	食料産業局新事業創出課	(03-6738-6169)
Ⅱの事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
関連対策1の事業(果樹)	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)
関連対策1の事業(茶)	生産局地域作物課	(03-6744-2117)
関連対策2の事業	生産局畜産振興課	(03-6744-2587)

新品種・新技術の開発・普及・保護に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着

